

株主各位

第75回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- ① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」 1頁
- ② 事業報告の「7. 会社の支配に関する基本方針」……………6頁
- ③ 連結株主資本等変動計算書……………8頁
- ④ 連結計算書類の連結注記表……………9頁
- ⑤ 株主資本等変動計算書……………19頁
- ⑥ 計算書類の個別注記表……………20頁

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社ノーリツ

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、2006年5月23日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備を目的とした「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定し、その後、必要に応じて都度、取締役会において改定の決議を行っております。当事業年度の末日時点における当該基本方針の内容および当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 内部統制システム構築に関する基本方針

(1) 当社グループの役員および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定して、その遵守を図る。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員（CCO）を選任し、コンプライアンス経営を推進する。
- ③ 当社グループの各部門長を責任者として、各部門におけるコンプライアンス活動を推進し、報告を受けたコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為を発見した場合、当社の法務担当部門に報告するとともに、当該行為の是正、解決を図る。
- ④ 当社の法務担当部門が、当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。
- ⑤ 当社の監査担当部門が、当社グループ各部門に対しコンプライアンスの監査、有効性の評価を行い、必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 当社グループは、内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備し、業務の改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録の法定作成文書をはじめ、当社委員会・会議等の各議事録、決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存する。また、保存期間および保存部門は同規程において定める。
- ② 当社の重要情報については、「秘密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。
- ③ 当社において取り扱う個人情報については、「個人情報保護規程」に基づき、適切に管理する。
- ④ 当社グループが保有する情報資産については、「ノーリツグループ情報セキュリティ基本規程」に基づき、適切に管理する。
- ⑤ 当社において発生または決定した重要事実については、法令等および当社が定める「情報開示ガイドライン」に基づき判断・決定し、適時適切に開示する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、「サステナブル委員会」等において、当社グループ全体の事業活動推進にあたって想定されるリスクについて評価し、対応方針・具体的対策等を検討して各部門へ指示等を行う。特に、品質問題については、「品質保証委員会」において、当社グループの品質に関する重要事項について審議・決定するとともに、品質保証担当部門が当社グループ全体の品質保証業務を横断的に統括管理し、迅速・正確に問題の解決を図る。
- ② 当社は、「危機管理規程」および「リスクマネジメント規程」を制定し、企業リスクの事前回避または発生時の損害最小化、戦略リスクへの適切な対応のために、全社リスク統括責任者を中心として、当社グループ全体のリスク管理体制構築の活動を推進する。
- ③ 当社の監査担当部門が、当社グループ各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ取締役会および監査等委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- ② 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ③ 経営の意思決定および監督、職務執行の機能を明確に分離し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の機能強化ならびに職務の効率性を確保する。

(5) 当社子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行について当社への報告が適切に行われることを目的として、当社子会社の取締役が「関係会社管理規程」「危機管理規程」等の当社社内規程に定められた重要な情報につき定期的に、また重大な事象が発生等した場合には直ちに、当社の関連当事者または関連部門に報告することができる体制を整備する。
- ② 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを目的として、「関係会社管理規程」に基づき、当社の経営企画部門によりグループ経営の運営管理制度の立案・推進を行い当社子会社の経営を支援する体制、ならびに所定の当社部門により当社子会社の業務執行に対する支援および管理を行う体制を整備する。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および監査等委員から当該使用人への指示の実効性等を考慮し、適任者を選定した後、監査等委員会の承認の上で当該使用人を任命する。
- ② 当社が監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命した場合、当該使用人への指示・命令・評価は監査等委員会が行うこととする。
- ③ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、当社グループの経営に重大な影響

をおよぼす可能性のある事項について、会議等においてまたは緊急を要する場合はその都度、監査等委員に報告する。また、監査等委員は、必要に応じいつでも、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人に対して報告を求めることができるものとする。

- ④ 当社の企業倫理担当役員は、「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、当社グループ全体の内部通報についての調査結果を、適宜監査等委員会に報告する。当社グループは、内部通報窓口にコンプライアンス違反を通報した者に対し、通報したことを理由としたいかなる不利益な処遇、不当な処分を行わない。
- ⑤ 当社は、監査等委員が職務上必要と認める費用について、あらかじめ予算計上した上で支払うものとするが、監査等委員が緊急または臨時に支出した費用であって事後において償還を請求された場合にも、原則としてこれを負担する。
- ⑥ 当社は、監査等委員より取締役会以外のその他重要会議への出席を求められた場合および会議等の付議資料、議事録、業務執行の意思決定に関する資料、その他重要な書類の閲覧を求められた場合、これに応じる。
- ⑦ 当社は、監査等委員会より代表取締役との意見交換を求められた場合、これに応じる。また、監査等委員会が当社の監査担当部門に対して指示・報告を求めることができる体制を整備する。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、1. の「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制として、当社の経営戦略統括本部主導により、当社の各本部および各子会社に内部統制責任部門を設置し、それぞれが管轄する本部または子会社における内部統制システムを構築するという体制で運用しております。また、各事業年度における各本部等の内部統制システムの運用状況については、当社の経営戦略統括本部および監査部による年次評価を実施することにより確認しております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社グループの役員および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの従業員一人ひとりが意識すべきことを定めた「ノーリツグループ行動基準」の浸透を図るため、「コンプライアンス月間」を年2回定め、当社各部門および各子会社の内部統制責任部門が主体となり、コンプライアンスに関する取組みを実施しております。さらに、内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、内部および外部の2つの通報窓口において、当社グループの役員および従業員からのコンプライアンスに関する情報提供・相談の受付を行っております。

また、財務報告の信頼性を確保することを目的とした財務に係る業務の仕組みも整備・構築しており、適切な運用を行っております。

当事業年度においては、2023年に改定した「ノーリツグループ人権方針」をテーマとした「コンプライアンス月間」を実施し、人権に関する事例をもとにした各職場での話し合い等を通じて、人権尊重の重要性や当社グループ全従業員との関係について認識を深めるよう取り組みました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」および「秘密情報管理規程」に基づき、適

切に管理しており、特に取締役会の会議資料については、専用システムにおいてより厳格に管理を行っております。また、より適切な社内情報の管理を行うため、毎年定期的に、従業員を対象とした「情報セキュリティ研修」を実施しております。

当事業年度においては、従業員の不注意による情報漏洩の防止策等の内容で「情報セキュリティ研修」を実施し、当社グループ従業員による情報管理の正しい理解を促しました。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」「リスクマネジメント規程」等のリスク関連規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築し、当社各本部および各子会社の内部統制責任部門によるリスク管理を推進することで、各社各部門においてリスクマネジメント活動が浸透する体制を整備しております。当該リスクマネジメント活動では、各本部等における事業リスクおよび戦略リスクを含めた全てのリスクについて評価を実施した上で、当社グループ全体としての重要リスクを選定し、その対応を進めております。

グループ全体として選定した重要リスクについては、取締役会で定期的にその対応状況をモニタリングしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を行うとともに、重要事項については取締役会等の会議体を経て意思決定を行うことで職務の適正性を確保しております。また、取締役の職務の執行がより効率的に行われることを目的として、取締役会から執行部門への権限委譲を前提とした「職務権限規程」の改定を適宜実施しております。

(5) 当社子会社の業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役は「関係会社管理規程」等の社内規程に定められた重要な発生事実について、関連当事者および関連部門へ定期的に報告を行っております。また、同規程において「関係会社レポートライン」を整備しており、問題事象の発生時または発生可能性の予見時には、子会社が当社に対して迅速に必要な情報を伝達するルールが明確化されております。さらに、子会社における重要な決定事項については、同規程に基づき、当社において事前確認または決裁を行っております。

所定の当社部門は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する支援および管理業務を行っており、子会社の組織体制・事業運営に関する共通基準を定めた「マネジメントブック」に基づき、国内外の子会社におけるマネジメントの標準化を推進しております。

当事業年度においては、近年の内外環境変化等に応じて新たな領域の項目を追加する等、「マネジメントブック」の改定を実施し、その内容を国内外の子会社に展開しました。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会監査の実効性確保を目的として、監査等委員会の職責と監査体制を定めた「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」等の規程類を整備するとともに、取締役から独立して監査等委員会の職務補助を行う使用人を選定しております。

また、監査等委員会は代表取締役および会計監査人それぞれとの定期的な意見交換を行っております。加えて、監査等委員会においては、監査担当部門の内部監査計画・結果等に対する指示および助言ならびに社外取締役との取締役会議案の事前審議などにより、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備・構築し、適切に運用しております。

なお、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく業務の適正を確保するための体制の当事業年度におけ

る運用状況の結果については、取締役会において企業倫理担当役員である取締役兼常務執行役員経営戦略統括本部長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年2月14日に開催された取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続を決定し、また、同対応方針は同年3月30日に開催された第72回定時株主総会において承認可決いただいております（以下、「本対応方針」といいます。）。本対応方針の概要は以下のとおりであります。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付行為を行う大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会から独立した組織として社外取締役で構成する特別委員会の助言・勧告を受け、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりであります。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出
大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した表明書を提出していただくこととします。
- ② 大規模買付情報の提供とその開示
大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様への判断および取締役会としての意見形成のために提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。
- ③ 取締役会評価期間および株主熟慮期間の設定等
当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間または90日間を取締役会による評価期間として与えられるものとします（この期間には、特別委員会による大規模買付行為の評価期間を含みます。また、当社取締役会が、特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大14日間延長できるものとします。）。取締役会評価期間満了後30日間は、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報およびこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。

大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由は、次のとおりであります。

① 本対応方針に沿うものである理由

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の大規模買付行為から、当社株主共同の利益を保護するという目的をもって定めたものであります。大規模買付ルールの概要は、大規模買付者に大規模買付ルール遵守表明書の提出を求め、大規模買付情報の提供とその開示後、当社取締役会による評価期間を経て、当社株主の皆様が大規模買付者からの提案に応ずるか否かについて適切な判断をしていただくものであり、当社株主共同の利益を保護するという目的に適うものであります。

② 株主共同の利益を損なうものではない理由

大規模買付ルールは、当社株式の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合において、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の助言・勧告を踏まえて、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じるものであり、また対抗措置の発動は当社株主の皆様の直接の意思に依拠するものであるため、株主共同の利益を損なうものではありません。

③ 当社役員の地位を維持するものではない理由

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じます。また、対抗措置の発動には当社取締役会から独立した特別委員会の助言・勧告に原則従うものとされているとともに、適正な運用を担保する手続きも定められています。したがって、大規模買付ルールは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年1月1日期首残高	20,167	22,956	62,410	△7,215	98,320
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,506		△2,506
親会社株主に帰属する当期純利益			4,383		4,383
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		5		36	42
自己株式の消却			△3,464	3,464	-
株式給付信託による自己株式の取得				△747	△747
株式給付信託による自己株式の処分				212	212
株式給付信託に対する自己株式の処分		33		713	747
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	38	△1,588	3,679	2,130
2024年12月31日期末残高	20,167	22,995	60,822	△3,535	100,450

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
2024年1月1日期首残高	11,421	54	9,995	2,186	23,657	-	78	4,610	126,667
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△2,506
親会社株主に帰属する当期純利益									4,383
自己株式の取得									△0
自己株式の処分									42
自己株式の消却									-
株式給付信託による自己株式の取得									△747
株式給付信託による自己株式の処分									212
株式給付信託に対する自己株式の処分									747
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,922	△78	3,831	2,206	7,881	2	-	258	8,141
連結会計年度中の変動額合計	1,922	△78	3,831	2,206	7,881	2	-	258	10,272
2024年12月31日期末残高	13,343	△24	13,826	4,393	31,538	2	78	4,868	136,939

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………25社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社および子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載しております。

非連結子会社の数……………4社

非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数……………3社

主要な持分法適用の関連会社の名称 Kangaroo International Joint Venture Company（以下、「Kangaroo社」）

持分法を適用していない非連結子会社4社及び関連会社2社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3) 連結の範囲または持分法適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の重要な変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった㈱ノーリツキャピタルは、同じく当社の連結子会社である㈱エスコアハーツを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5) 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

製品・仕掛品	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
商品・貯蔵品	当社は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）または最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料	当社は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）または最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
また、商標権については18年～21年、顧客関連資産については8年～15年で均等償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しており、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 製品保証引当金
製品販売後のアフターサービス費用に備えるため、売上高を基準として過去の実績負担率により算定した額を基礎に計上しております。
また、個別に見積り可能なアフターサービス費用についてはその見積額を計上しております。

- ⑤ 製品事故処理費用引当金 ……………特定の給湯器及びガスコンロ等の自主点検活動により発生する費用に備えるため、必要と認められた費用見積額を計上しております。
- ⑥ 事業整理損失引当金 ……………事業の撤退に伴い発生すると予想される損失に備えるため、当該損失見積額を計上しております。
- ⑦ 役員退職慰労引当金 ……………一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

商品及び製品の販売に係る収益

主として給湯器の製品の製造・販売を行っており、これらの販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、日本国内の販売については、出荷時点と引渡時点の期間が通常の期間であるため、出荷時点で当該製品の収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約 ……	外貨建債権債務
商品スワップ ……	原材料購入代金

③ ヘッジ方針

外貨建債権債務に係る将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約を、原材料購入の価格変動リスクを回避する目的で商品スワップを行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

商品スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係を確認することにより実施しております。また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替の変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

のれんの償却に関する事項

のれんについては、15年以内の一定期間で均等償却を行っております。ただし、重要性が乏しいものは発生時に一括償却しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、主に温水機器等を製造・販売しており、国内事業、海外事業において製造及び販売の体制を構築し、それぞれの事業における包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

機能別に分解した売上高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	国内事業	海外事業	
温水空調分野	108,249	57,245	165,494
厨房分野	16,747	10,876	27,623
その他	8,489	596	9,085
顧客との契約から生じる収益	133,486	68,717	202,204
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	133,486	68,717	202,204

(注) 販売元の製品別分野を基礎とし、セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 5) 会計方針に関する事項

(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりです。

なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」に、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	56,015	58,143
契約負債	3,425	3,615

(注) 契約負債は契約に基づく保証サービスの履行に先立ち受領した支払いに係るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は2,864百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて10年間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

1) 関係会社株式の評価 (Kangaroo社)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券 (2024年12月末時点持分法評価額) 2,294百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

持分法適用関連会社に対する投資有価証券に含まれるのれんに減損の兆候があると判断される場合、のれんを含む投資全体について減損損失を認識するかどうかの判定を行います。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は持分法による投資損失として認識します。

② 主要な仮定

Kangaroo社株式の評価における回収可能価額は事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の成長と原価率の低減であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、投資有価証券の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。

2) 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,067百万円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、売上高及び営業利益であります。売上高及び営業利益の見積りは、関連する市場動向や現在見込まれる経営環境の変化等を考慮しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産

商品及び製品	19,673百万円
仕掛品	1,088百万円
原材料及び貯蔵品	11,559百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	101,243百万円
--------------------	------------

(3) 満期手形等の会計処理は、手形交換日または決済日をもって決済処理をしております。当連結会計年度の末日が銀行休業日のため、次の同日現在の満期手形等が残高に含まれております。

受取手形	59百万円
電子記録債権	775百万円
支払手形	399百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	50,797,651	—	2,242,721	48,554,930	(注1)
合 計	50,797,651	—	2,242,721	48,554,930	
自己株式					
普通株式	4,670,467	13,010	2,398,021	2,285,456	(注2)
合 計	4,670,467	13,010	2,398,021	2,285,456	

(注1) 発行済株式の減少2,242,721株は、自己株式の消却による減少であります。

(注2) 自己株式の増加13,010株は、当社の従業員に対する譲渡制限付株式の退職に伴う無償取得による増加12,600株、単元未満株式の買取りによる増加410株であります。

自己株式の減少2,398,021株は、自己株式の消却による減少2,242,721株、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」から従業員持株会への売却による減少131,300株、当社の取締役に対する譲渡制限付株式の付与に伴う自己株式の処分による減少22,000株、当社の従業員に対する譲渡制限付株式の付与に伴う自己株式の処分による減少2,000株であります。

当連結会計年度期末の自己株式には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として(株)日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式330,900株が含まれております。

(2) 株式引受権に関する事項

当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び数

普通株式 1,296株

(3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 67,700株

(4) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	968百万円	21円	2023年12月31日	2024年3月29日
2024年8月8日 取締役会	普通株式	1,537百万円	33円	2024年6月30日	2024年9月13日

(注) 2024年8月8日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式425,500株に対する配当金14百万円が含まれております。

(5) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,677百万円	36円	2024年12月31日	2025年3月28日

(注) 2025年3月27日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式330,900株に対する配当金11百万円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については預金や安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入によっております。また、デリバティブ取引は、為替の変動リスクや原材料の価格変動リスクのヘッジを目的として実需の範囲内に限定しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権は、販売管理規程等に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。また、外貨建ての営業債権は、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。また、有価証券及び投資有価証券については主に取引先企業との業務に関連する株式であり、取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金、未払金はほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。また、短期借入金は営業取引に係る資金調達であります。営業債務や借入金は資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行及び管理は、取引内容や担当組織及び取引権限等を定めた社内規程に基づいて実施しております。また、デリバティブ取引の契約先は信用力の高い金融機関に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額3,484百万円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。また、現金は記載を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券	32,468	32,468	－
その他有価証券	32,468	32,468	－
デリバティブ取引	△35	△35	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格 により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時 価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	32,357	－	－	32,357
投資信託	－	111	－	111
デリバティブ取引	－	△35	－	△35

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債権債務の時価を含めて記載しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額（注1）	2,852円62銭
(2) 1株当たり当期純利益（注2）	94円89銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益（注2）	94円75銭

(注1) 「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、自己株式の期末株式数は2,285,456株であり、このうち「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式の期末株式数は330,900株であります。

(注2) 「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、自己株式の期中平均株式数は2,551,593株であり、このうち「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式の期中平均株式数は404,509株であります。

8. 重要な後発事象

該当事項はありません。

9. その他の注記

株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、従業員の福利厚生の増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2024年3月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行㈱（以下「受託者」といいます。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下「本信託契約」といいます。）を締結しております（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）。また、受託者は㈱日本カストディ銀行との間で、㈱日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結いたしました。

㈱日本カストディ銀行は、信託E口において、今後3年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までには、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末535百万円、330,900株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末562百万円

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 剰 余 金	そ の 他 利 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2024年1月1日 首残高	20,167	22,956	-	22,956	1,294	37,765	39,059	△7,215	74,969		
当 期 中 の 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当						△2,506	△2,506		△2,506		
当 期 純 利 益						5,567	5,567		5,567		
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0		
自 己 株 式 の 処 分			5	5				36	42		
自 己 株 式 の 消 却						△3,464	△3,464	3,464	-		
株 式 給 付 信 託 による自己株式の取得								△747	△747		
株 式 給 付 信 託 による自己株式の処分								212	212		
株式給付信託に対する自己株式の処分			33	33				713	747		
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)											
当 期 中 の 変 動 額 合 計	-	-	38	38	-	△404	△404	3,679	3,314		
2024年12月31日 期末残高	20,167	22,956	38	22,995	1,294	37,361	38,655	△3,535	78,283		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			株 式 引 受 権	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
2024年1月1日 首残高	11,328	50	11,378	-	78	86,426
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,506
当 期 純 利 益						5,567
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						42
自 己 株 式 の 消 却						-
株 式 給 付 信 託 による自己株式の取得						△747
株 式 給 付 信 託 による自己株式の処分						212
株式給付信託に対する自己株式の処分						747
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	1,922	△137	1,784	2	-	1,787
当 期 中 の 変 動 額 合 計	1,922	△137	1,784	2	-	5,101
2024年12月31日 期末残高	13,250	△86	13,163	2	78	91,528

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類の個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ …………… 時価法

③ 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料 …………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品・貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産 …………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しており、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金 …………… 製品販売後のアフターサービス費用に備えるため、売上高を基準として過去3年間の実績負担率により算定した額を基礎に計上しております。 また、個別に見積り可能なアフターサービス費用についてはその見積額を計上しております。

- ⑤ 製品事故処理費用引当金 ……………特定の給湯器等の自主点検活動により発生する費用に備えるため、必要と認めた費用見積額を計上しております。
- ⑥ 事業整理損失引当金 ……………事業の撤退に伴い発生すると予想される損失に備えるため、当該損失見積額を計上しております。
- ⑦ 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- i) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ii) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類と異なっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

商品及び製品の販売に係る収益

主として給湯器の製品の製造・販売を行っており、これらの販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、日本国内の販売については、出荷時点と引渡時点の期間が通常の間であるため、出荷時点で当該製品の収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約 ……	外貨建債権債務
商品スワップ ……	原材料購入代金

③ ヘッジ方針

外貨建債権債務に係る将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約を、原材料購入の価格変動リスクを回避する目的で商品スワップを行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

商品スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係を確認することにより実施しております。また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替の変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

1) 関係会社株式の評価 (Kangaroo社)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,150百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社の保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、関係会社株式評価損として計上いたします。

② 主要な仮定

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 1) 関係会社株式の評価 (Kangaroo社)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、関係会社株式の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。

2) 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) —
(繰延税金負債と相殺前の金額は2,606百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 2) 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	11,206百万円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	400百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	18,733百万円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	58,141百万円
(5) 保証債務	

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

NORITZ AMERICA CORPORATION	316百万円
PB Heat, LLC	553百万円

(6) 満期手形等の会計処理は、手形交換日または決済日をもって決済処理をしております。当事業年度の末日が銀行休業日のため、次の同日現在の満期手形等が残高に含まれております。

受取手形	38百万円
電子記録債権	759百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	24,594百万円
	仕入高	48,847百万円
	営業取引以外の取引高	2,871百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 期 末 株 式 数 (株)	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	4,670,467	13,010	2,398,021	2,285,456	(注)
合 計	4,670,467	13,010	2,398,021	2,285,456	

(注) 自己株式の増加13,010株は、当社の従業員に対する譲渡制限付株式の退職に伴う無償取得による増加12,600株、単元未満株式の買取りによる増加410株であります。

自己株式の減少2,398,021株は、自己株式の消却による減少2,242,721株、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」から従業員持株会への売却による減少131,300株、当社の取締役に対する譲渡制限付株式の付与に伴う自己株式の処分による減少22,000株、当社の従業員に対する譲渡制限付株式の付与に伴う自己株式の処分による減少2,000株であります。

当事業年度期末の自己株式には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として(株)日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式330,900株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	109百万円
賞与引当金	17百万円
貸倒引当金	22百万円
製品保証引当金	255百万円
製品事故処理費用引当金	9百万円
事業整理損失引当金	1百万円
退職給付引当金	1,929百万円
有価証券評価損	625百万円
関係会社株式評価損	3,412百万円
減損損失	393百万円
繰延ヘッジ損益	38百万円
その他	637百万円
繰延税金資産小計	7,451百万円
評価性引当金	△4,844百万円
繰延税金資産合計	2,606百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務	△19百万円
前払年金費用	△110百万円
退職給付信託設定益	△354百万円
その他有価証券評価差額金	△5,044百万円
繰延税金負債合計	△5,528百万円
繰延税金負債の純額	△2,921百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	住 所	資本金又は 出 資 金 (百万円)	事業の内容	議 決 権 等 の 所 (被所有) 割 合 (%)	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱エヌ・エ ス・シー	東京都 新宿区	6	温水機器等 の修理・保 守	(所有) 直接 100	当社部品の販 売 役員の兼任	部品の販売	10,216	売 掛 金	3,743
	ノーリツリビ ングクリエイ ト㈱	大阪府 吹田市	10	温水機器等 の販売・施 工	(所有) 直接 100	当社製品の販 売 役員の兼任	製品の販売	6,513	売 掛 金	1,779
	NORITZ AMERICA CORPORATION	アメリ カ合衆 国カリ フォル ニア州	千米 \$ 20,700	北米での温 水機器の販 売	(所有) 間接 100	当社製品の販 売	製品の販売	5,211	売 掛 金	2,360
	大成工業㈱	兵庫県 明石市	95	温水機器等 の部品類の 製造	(所有) 直接 100	当社部品の製 造	部品の購入	10,676	買 掛 金	5,102
	信和工業㈱	兵庫県 明石市	10	温水機器等 の部品類の 製造	(所有) 直接 100	当社部品の製 造	部品の購入	5,607	買 掛 金	2,269
	能率電子科技 (香港)有限 公司	中華人 民共和 国香港 特別行 政区	千香港 \$ 100	温水機器等 の部品類の 調達・販売	(所有) 直接 100	当社部品の調 達	部品の購入	4,727	買 掛 金	1,304
	㈱アールビー	茨城県 土浦市	88	温水機器の 製造	(所有) 直接 100	当社製品の製 造 役員の兼任	製品の仕入	9,650	買 掛 金	2,655
	㈱ハーマン	大阪市 此花区	310	温水機器・ 厨房機器の 製造・販売	(所有) 直接 100	当社製品の 製造・販売 役員の兼任	製品の仕入	13,626	買 掛 金	6,083
	㈱エスコアハ ーツ	兵庫県 加古郡 稲美町	30	シェアード サービス、 温水機器の 部品類の製 造	(所有) 直接 100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	— 0	C M S 預 け 金 未収利息	1,892 —

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

製品、商品及び部品の販売、購買及び仕入についての価格等の取引条件は市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。

当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入しており、資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額（注1）	1,976円40銭
(2) 1株当たり当期純利益（注2）	120円53銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益（注2）	120円35銭

（注1）「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、自己株式の期末株式数は2,285,456株であり、このうち「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式の期末株式数は330,900株であります。

（注2）「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、自己株式の期中平均株式数は2,551,593株であり、このうち「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式の期中平均株式数は404,509株であります。

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

11. その他の注記

連結注記表「9. その他の注記」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。